

第 4 次草津市男女共同参画推進計画（案）

令和 3（2021）年〇月

滋賀県草津市

市長あいさつタイトル



市長写真

令和3（2021）年〇月

草津市長 橋川 渉

目次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	国・県・市・社会の状況	2
第2章	草津市の男女共同参画の現状と課題	5
1.	データでみる現状と課題	5
2.	アンケート調査結果からみる現状と課題	10
第3章	第3次計画の実績と課題	20
1.	数値目標における実績	20
2.	目標ごとの主な実施状況と課題	22
第4章	男女共同参画社会づくりの取組方針	26
1.	第4次計画の概要	26
2.	施策体系	30
3.	目標ごとの市の取組	32
目標1.	男女共同参画の意識づくり	32
目標2.	男女がともに自立して生きるための条件づくり	34
目標3.	男女がともに安心して暮らせる環境づくり	36
目標4.	男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり	38
4.	市民等の取組	41
5.	数値目標の設定	42
第5章	計画の推進にあたって	43
1.	計画の推進体制	43
2.	数値目標による進行管理	44

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

本市では、男女があらゆる分野で対等な立場から、ともに平和で豊かな地域を築いていくことを目指した取組を進めてきており、平成20（2008）年12月に「草津市男女共同参画推進条例」を制定し、翌年4月から施行しています。

この条例に基づき、平成22（2010）年3月には平成22（2010）年度から11年間を計画期間とした「第3次草津市男女共同参画推進計画」（平成27（2015）年度に中間見直しを行い「第3次草津市男女共同参画推進計画（後期計画）」として策定）（以下、「第3次計画」という）を策定し、計画の基本理念である「男女がともに喜びと責任を分かち合う協働のまち草津」の実現を目指して総合的かつ計画的に施策を推進してきました。令和3年（2021）年には、JR草津駅近くの草津市立市民総合交流センター（以下、「市民総合交流センター」という）内に新たに草津市立男女共同参画センターを開設し、本市の男女共同参画推進の拠点として、市民、事業者、各種団体および教育にかかわる人との協働のもとに男女共同参画の取組をさらに進めようとしています。また、令和元（2019）年度に実施した「令和元年度草津市男女共同参画についてのアンケート調査」では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に肯定的な市民の割合は平成26（2014）年度の調査実施時より少なくなり、市民意識の変化がみられました。その一方で、社会の各分野における男女の平等感については、政治分野や社会通念等で男性優遇を感じる人が多くなっており、依然として性別による不平等を感じる場面が残っていることがわかりました。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現や男性の家事・育児への参画が進んでいない状況や、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という）被害者が相談機関に結びついていない状況など、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題も明らかになりました。

現在、世界の国々では、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）の17の目標の達成に向け、「誰一人取り残さない」世界の実現に取り組んでいます。特に、とりわけ、この目標の5つめにはジェンダー平等の実現が掲げられており、すべての人の人権を尊重し、性別を理由とする差別や不平等、女性や女兒に対する暴力等に終止符を打つことが求められています。わが国でも、SDGsの達成のため、「女性の活躍促進のための開発戦略」（平成28（2016）年）が定められ、男女共同参画社会の実現に向けて取組を加速させています。

一方、近年頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の流行等の非常時には固定的な性別役割分担が顕在化しやすく、女性に対する家事や育児、介護の役割の集中や、DV被害の深刻化等のおそれがあります。そのため、非常時に生じる様々な課題について性別や年齢等の多様性を踏まえ、幅広い視点から対策を行うことが求められています。

このような中、第3次計画の取組と数値目標の達成状況、「令和元年度草津市男女共同参画についてのアンケート調査」に基づく本市の現状と課題、男女共同参画やジェンダー平等をめぐる国内外の動向を踏まえ、新たに「第4次草津市男女共同参画推

進計画」（以下、「第4次計画」という）を策定しました。本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民、事業者などが協働して、市民一人ひとりが自立した個人として生き生きと暮らせるまちの実現に取り組みます。

2. 国・県・市・社会の状況

平成 28（2016）年の第3次計画（後期計画）策定以降の、国・県および市の男女共同参画をめぐる状況は次の通りとなっています。

国では「働き方改革関連法」の施行や、女性活躍推進法等の一部改正、「女性活躍・ハラスメント規制法」の施行などにより、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就労環境の整備が進められています。また、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、女性の政策・方針決定過程への参画拡大に向けた取組が進められています。さらに、令和3（2021）年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定される予定です。県では、令和3（2021）年に「パートナーしがプラン2020」の改定が予定されています。本市では、令和3（2021）年に市民総合交流センター内に「草津市立男女共同参画センター」を新たに開設し、男女共同参画推進の拠点施設として取組をさらに進めようとしています。

社会の状況としては近年頻発する自然災害や、令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の世界的大流行等により、人々の安定した生活が脅かされ、特に社会的弱者と言われる方々がより深刻な影響を受けています。また、日常生活の中では女性に家事、育児、介護の家庭責任が集中したり、DVや性被害・性暴力が増加していることなどが伝えられています。一方、社会情勢の変化を受けて在宅ワークの積極的な推進等、男女ともに柔軟な働き方へのニーズも一層高まっており、一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現につながることを期待されています。

表 国・県・市の状況

年	国の動き	滋賀県の動き	草津市の動き
平成 27(2015)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定 		
平成 28(2016)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「パートナーしがプラン2020」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次草津市男女共同参画推進計画」（後期計画）策定
平成 29(2017)年			
平成 30(2018)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布 		
令和元(2019)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法の一部を改正する法律」公布 		
令和 2 (2020)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍・ハラスメント規制法」施行 		
令和 3 (2021)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次男女共同参画基本計画」策定予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートナーしがプラン2020」改定予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次草津市男女共同参画推進計画」策定 ・草津市立男女共同参画センター開所

男女共同参画に関する法律の内容

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成 30 (2018) 年公布・施行)

衆議院、参議院および地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律

平成 30 (2018) 年公布、平成 31 (2019) 年から順次施行)

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を行うことになりました。これにより、時間外労働の上限規制の導入や、年次有給休暇の確実な取得、正社員と非正社員の間不合理な待遇差の禁止等が図られるようになります。

女性活躍推進法の一部を改正する法律

令和元 (2019) 年公布、令和 2 (2020) 年から順次施行)

1. 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大
一般事業主行動計画の策定・届出義務および自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大されます (令和 4 (2022) 年施行)。
2. 女性活躍に関する情報公表の強化
常時雇用する労働者が 301 人以上の事業主は、情報公表項目について、
 - (1)職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - (2)職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績の各区分から 1 項目以上公表する必要があります (令和 2 (2020) 年施行)。
3. 特例認定制度 (プラチナえるぼし) の創設
女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定 (えるぼし認定) よりも水準の高い「プラチナえるぼし」認定を創設します (令和 2 (2020) 年施行)。
(厚生労働省 web ページ「女性活躍推進法特集ページ (えるぼし認定)」)

女性活躍・ハラスメント規制法 (令和元 (2019) 年施行)

改正女性活躍推進法の成立に伴い、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法が改正されました。これにより、職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント (以下、「セクハラ」という)、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等の対策が強化されました。

草津市立男女共同参画センターについて

●愛称

(今後募集予定)

●設置の目的

「草津市男女共同参画推進条例」に基づく男女共同参画社会を実現するための拠点施設

●開設場所と開設時間

開設場所：草津市大路二丁目1番35号（市民総合交流センター5階）

開所時間：月～金および第1・第3土曜日 8：30～17：15

●主な事業

- (1) 男女共同参画の推進に係る施策の総合的な企画および調整に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進のための啓発事業に関すること。
- (3) 女性のための総合的な相談に関すること。
- (4) 男女共同参画の推進に関する情報の収集および提供に関すること。
- (5) 男女共同参画の推進に関する調査研究に関すること。
- (6) 市民、事業者、各種の団体および教育に関わる人による男女共同参画の取組の支援および交流の促進に関すること。
- (7) その他男女共同参画の推進のために必要なこと。

●開所予定

令和3(2021)年5月



市民総合交流センター外観（イメージ）

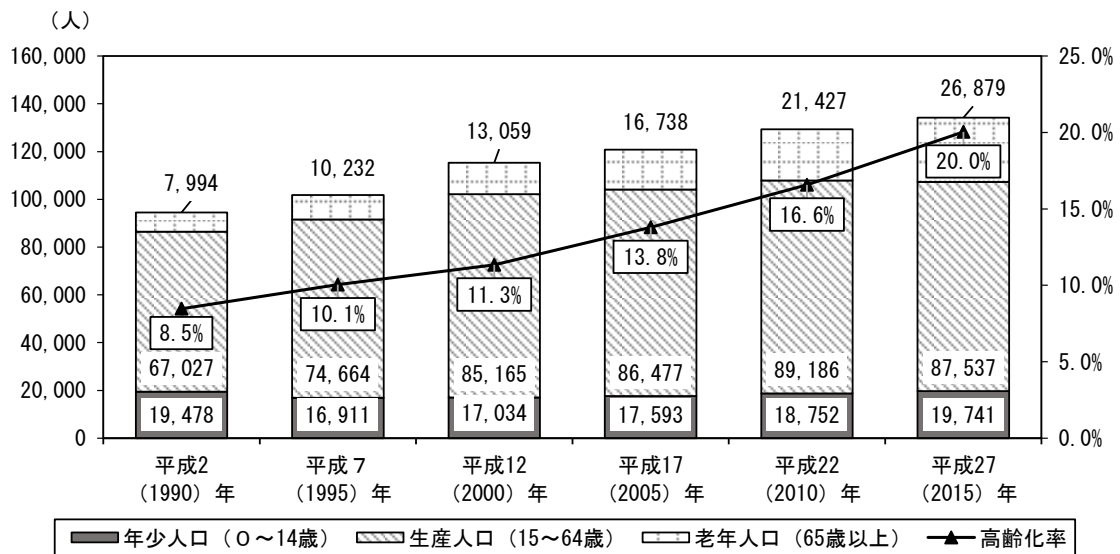
第2章 草津市の男女共同参画の現状と課題

1. データでみる現状と課題

(1) 人口の推移

本市の人口は増加傾向にあり、平成27(2015)年には137,247人となっています。また、高齢化率についても増加傾向にあり、平成27(2015)年の高齢化率は20.0%となっています。

図表 年齢3区分別構成比の推移(草津市)

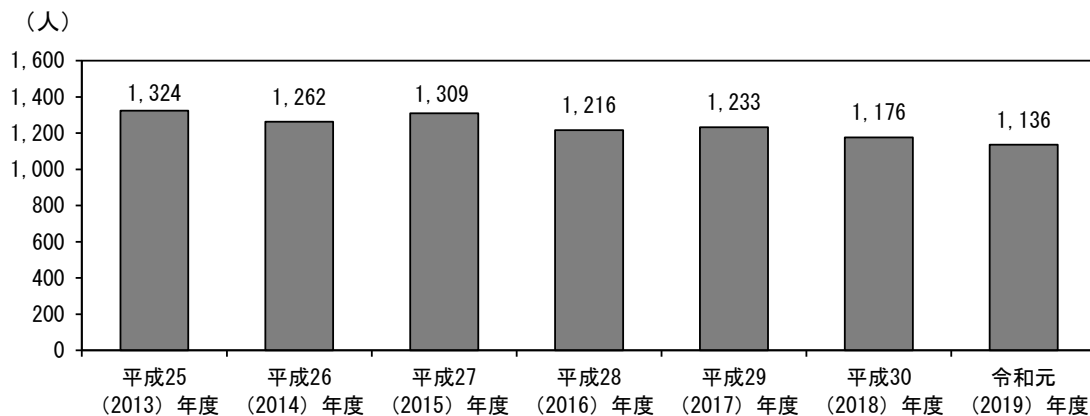


資料：国勢調査(各年10月1日時点)

※各比率は年齢不詳を除いた総数に対して求めています。

本市の出生数は減少傾向にあり、令和元(2019)年度は1,136人となっています。

図表 出生数の推移(草津市)

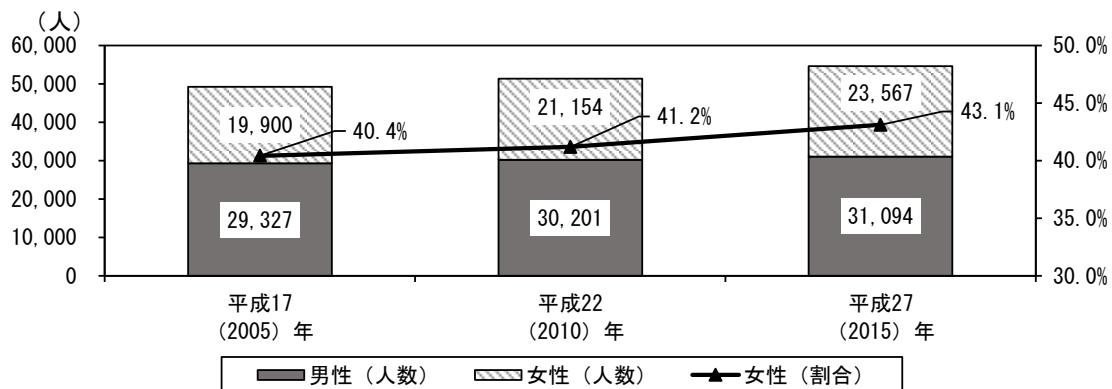


資料：草津市「草津市の人口・世帯の移動状況」

(2) 雇用の状況

本市の女性雇用者の割合は増加傾向にあり、平成 27（2015）年は 43.1%となっています。

図表 男女別雇用者数の推移（草津市）

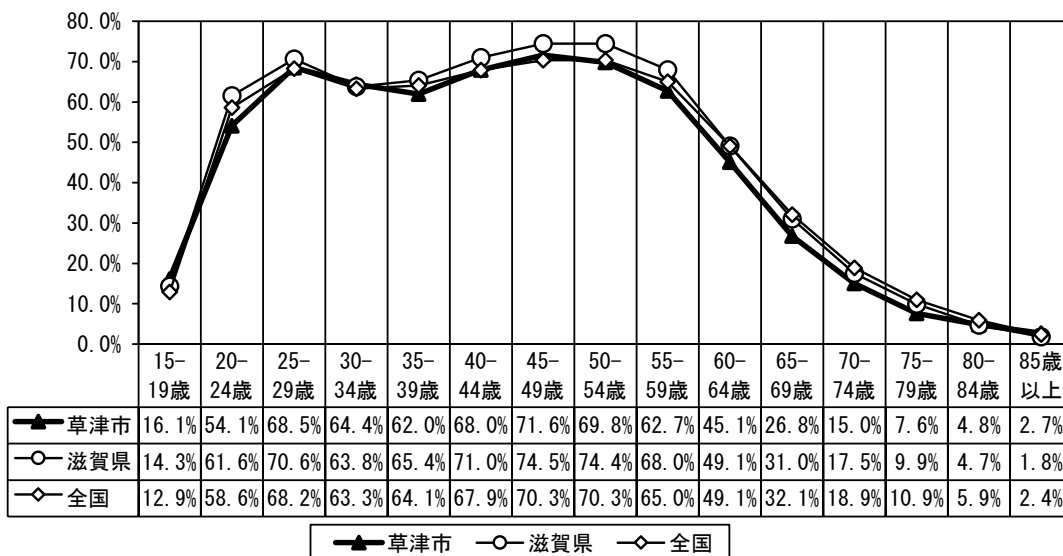


※雇用者には、会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイト等、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人を含み、会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事等の役員は除く。

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

女性の年齢別就業率をみると、結婚や出産、子育てを経験する人が多い 30 代で労働力率が低くなる、いわゆるM字型カーブを描いていることがわかります。本市は 35 歳以降滋賀県に比べて就業率が低くなっており、50 歳以上では全国と比べても低い水準となっています。

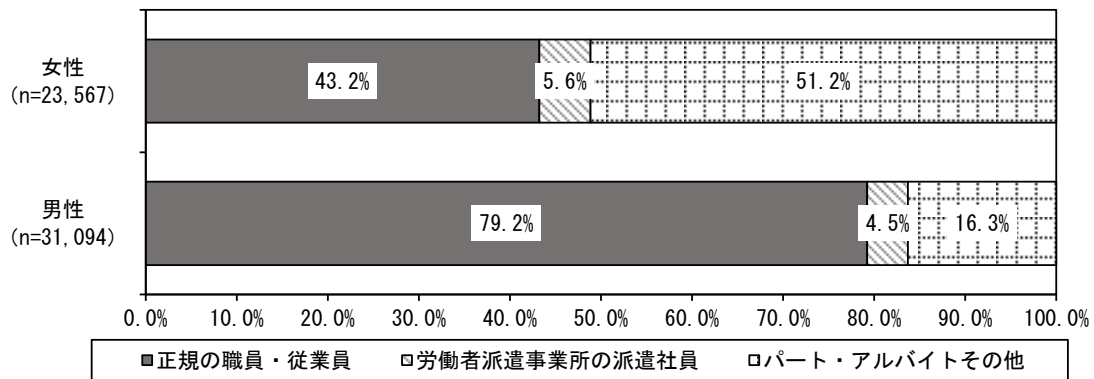
図表 女性の年齢別就業率



資料：国勢調査（平成 27（2015）年 10 月 1 日時点）

本市では、働いている女性の「正規の職員・従業員」の割合は 43.2%となっており、「労働者派遣事業の派遣社員」または「パート・アルバイトその他」を合わせた非正規雇用者は5割以上となっています。一方、男性は「正規の職員・従業員」が 79.2%となっています。

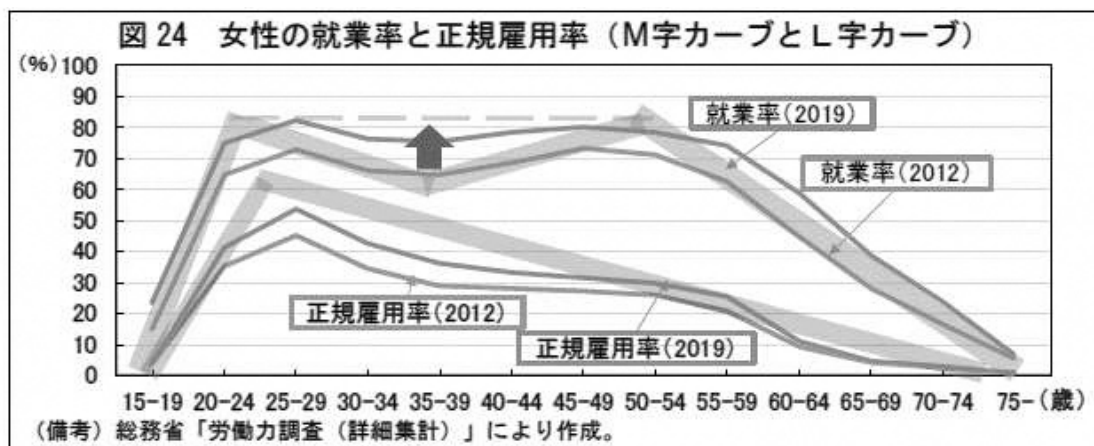
図表 正規雇用者と非正規雇用者の状況（草津市）



資料：国勢調査（平成 27（2015）年 10 月 1 日時点）

なお、女性の正規雇用労働比率については、20 代後半でピークを迎えた後、低下を続ける「L字カーブ」という新たな課題も提起されています。

図表 女性の就業率と正規雇用率（M字カーブとL字カーブ）（参考）

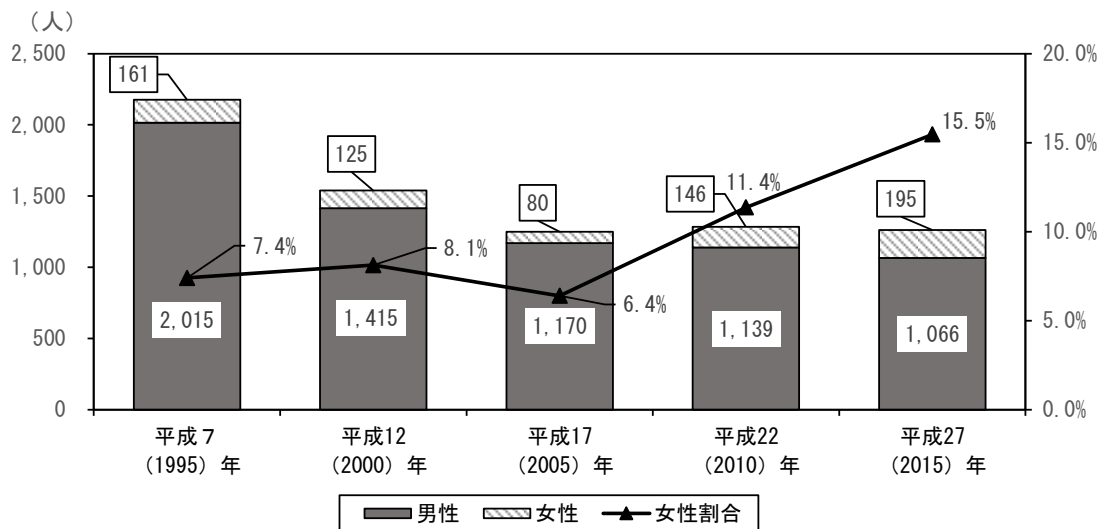


資料：「選択する未来 2.0 中間報告」（内閣府）

(3) 女性活躍の状況

本市の管理的職業従事者に占める女性の割合は増加傾向にあり、平成 27 (2015) 年には 15.5% となっています。

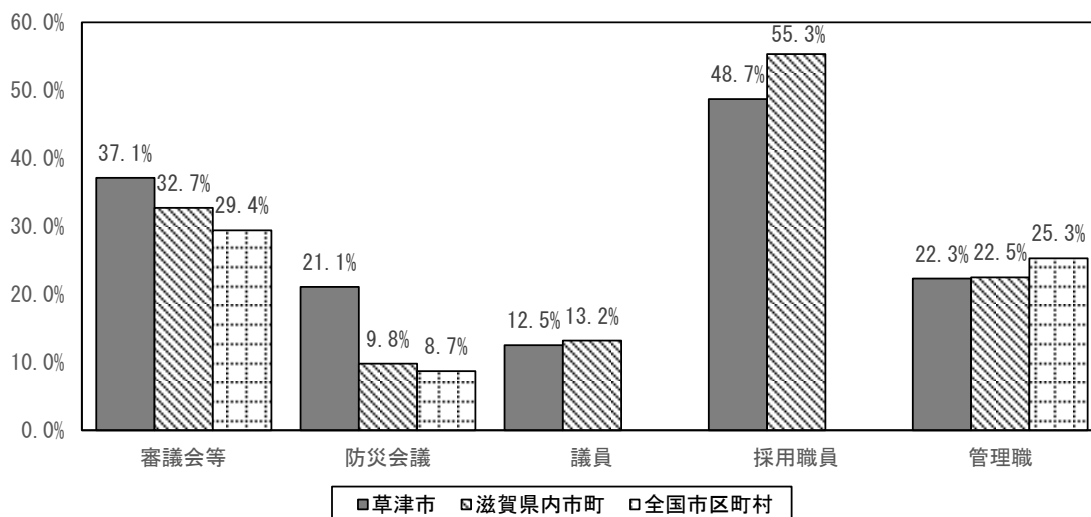
図表 男女別管理的職業従事者の推移 (草津市)



資料：国勢調査 (各年 10 月 1 日時点)

本市では、「審議会等」、「防災会議」に占める女性の割合が滋賀県内市町、全国市区町村に比べて多くなっていますが、「議員」、「採用職員」、「管理職」に占める女性の割合は若干低くなっています。

図表 公職での女性の割合



※全国市区町村の「議員」、「採用職員」はデータなし。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況 (令和元 (2019) 年度)」、滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課「市町における男女共同参画推進状況」(平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在)

課

題

- 本市においても少子高齢化が進展しており、持続可能な社会の実現に向けて、性別にかかわらず誰もがあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会づくりに取り組む必要があります。
- 本市の女性雇用者の割合は増加傾向にありますが、女性の年齢別の労働力率はM字カーブを描いており、35歳以降（子育て期以降）の労働力率は全国・県を下回っています。また、5割以上が非正規雇用者となっていることから、就労を希望する女性が安心して働き続けられる雇用環境や職場づくりを推進する必要があります。
- 本市の管理的職業従事者に占める女性の割合は増加傾向にありますが、依然として低く、女性の活躍推進に一層取り組む必要があります。

2. アンケート調査結果からみる現状と課題

(1) 令和元年度草津市男女共同参画についてのアンケート調査

調査概要

調査目的：第3次計画の進捗状況の把握および今後の施策・方針の参考とするため。

調査対象者：令和元（2019）年7月31日現在における本市在住の満20歳以上の3,000人（各小学校区の満20歳以上の男女別・年齢別の構成比に基づき抽出数を設定）

標本抽出方法：住民基本台帳より上記条件で無作為抽出

調査方法：郵送による配布・回収

調査期間：令和元（2019）年9月10日～9月30日

回収結果：配布数3,000件、有効回答数888件、有効回答率29.6%

調査結果の表記について：百分率については、調査の回答対象者数（n）を基数として算出している。小数点第2位以下を四捨五入しているため、数字の合計が100.0%にならない場合があります。

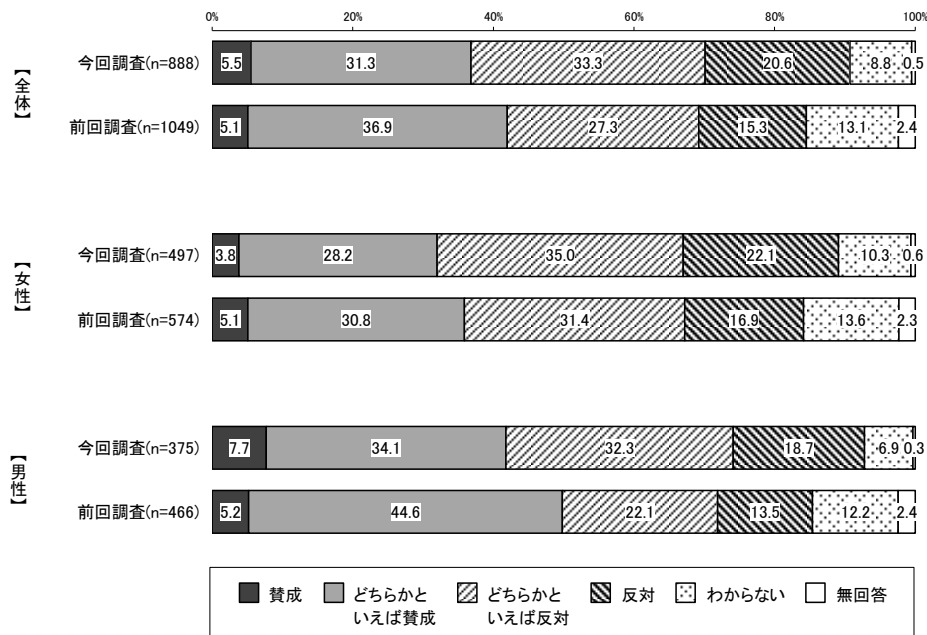
①男女共同参画について

性別役割分担意識

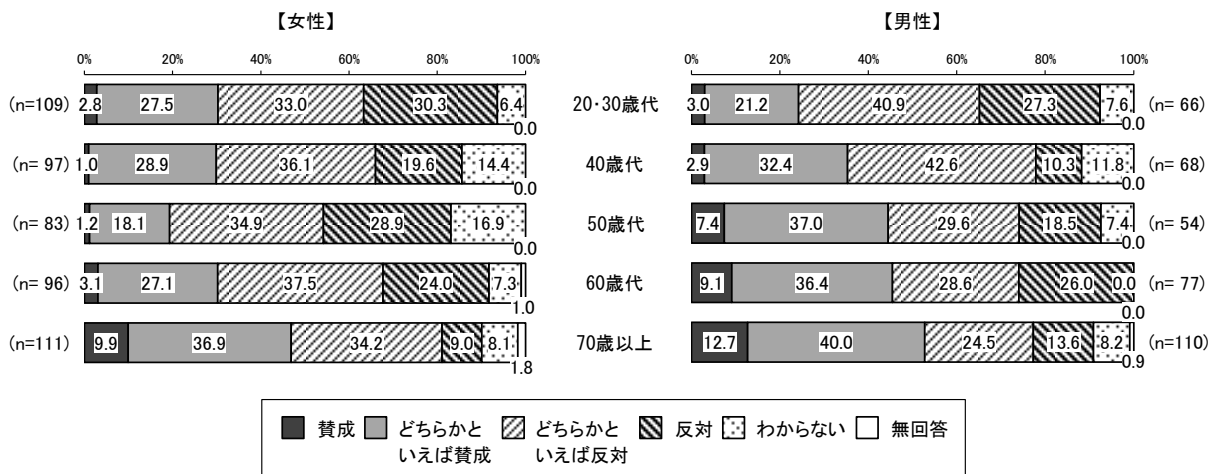
「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識のある人は 36.8%となっており、平成 26 (2014) 年度調査 (42%) より少なくなっており、市民意識の変化がみられます。

男性は年齢が下がるにつれて固定的な性別役割分担意識が低くなっているのに対し、女性は 20 代から 40 代の固定的な性別役割分担意識が 50 代よりも高くなっています。

図表 性別役割分担意識 (前回調査・平成 26(2014)年度との比較)



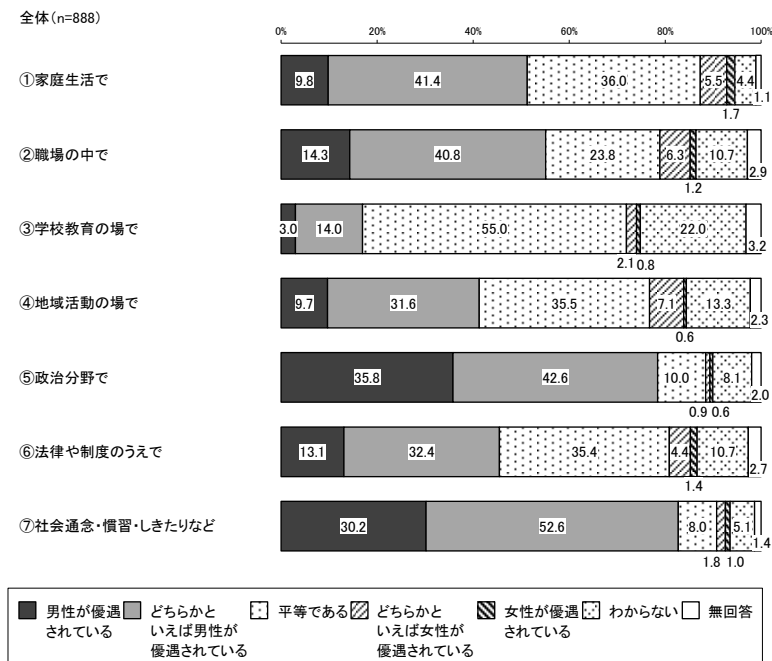
図表 性年齢別 性別役割分担意識



各分野での男女平等

各分野での男女の不平等感について、「平等である」が5割を超えるのは「学校教育の場で」のみであり、他の分野はすべて「男性優遇」の割合が高くなっています。特に「政治分野」と「社会通念・慣習・しきたりなど」で「男性が優遇されている」と考えている人が多く不平等感が強い様子がみられます。

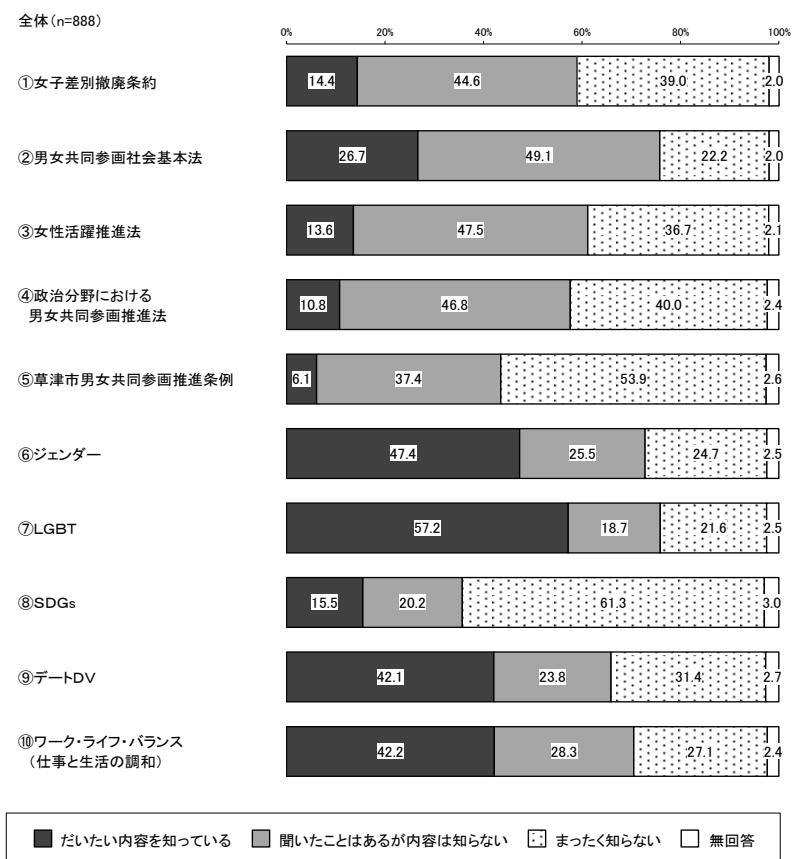
図表 各分野の男女平等



男女共同参画に関する用語の認知

「草津市男女共同参画推進条例」や「SDGs」を「全く知らない」と答えた人が半数以上となっています。

図表 男女共同参画に関する用語の認知

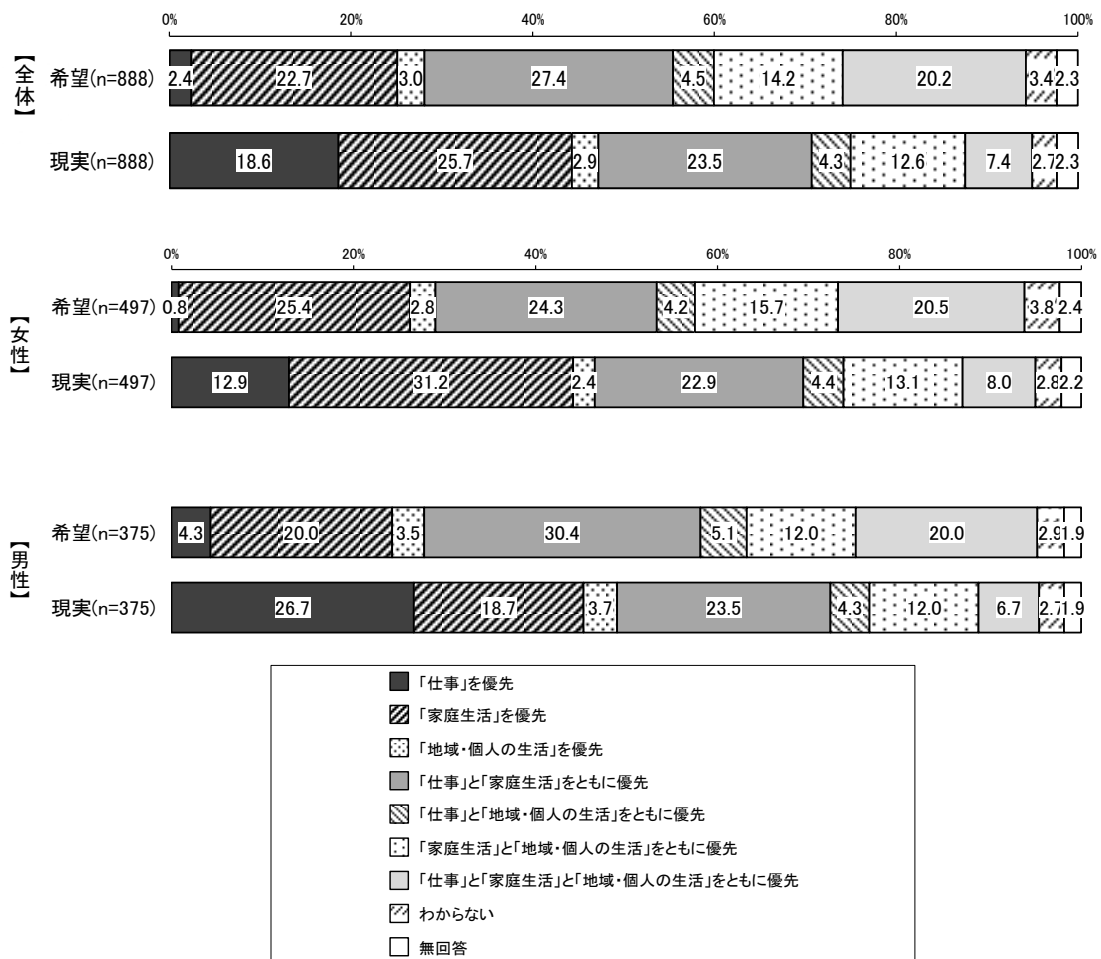


②ワーク・ライフ・バランスについて

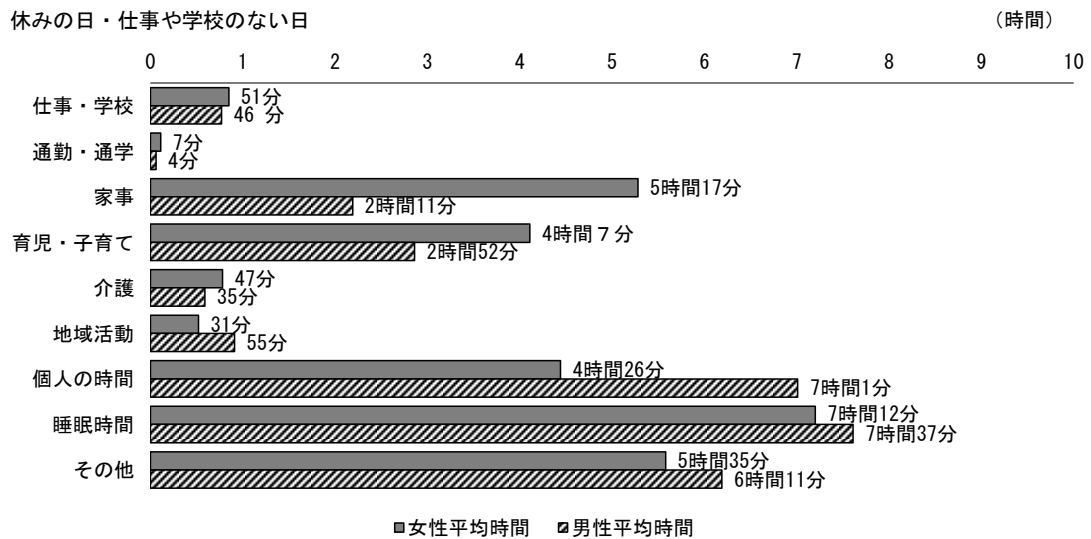
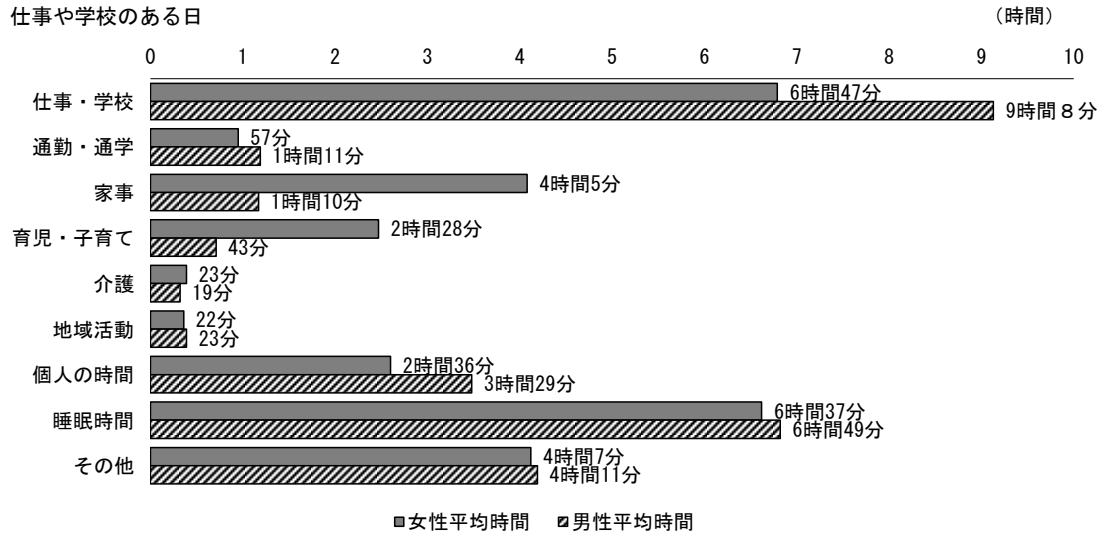
生活の中での優先度について、6割の人が「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の複数を優先したいと考えていますが、現実にはできているのは4割台にとどまっています。特に男性は「仕事」を優先したいという希望は4.3%ですが、現実には26.7%の人が「仕事」を優先しており、希望するワーク・ライフ・バランスを実現できていないことがわかります。

なお、仕事や学校がある日の男女の生活時間をみると、仕事・学校の時間は女性の平均時間が6時間47分に対して、男性は9時間8分、男性が約2時間20分長くなっています。また、家事（炊事、買物、洗濯、掃除など）の時間は、女性の平均時間が4時間5分に対して、男性は1時間10分で、女性が約3時間長くなっています。育児・子育てでは女性の平均時間が2時間28分に対して、男性は43分で、女性が約1時間45分長くなっていますが、介護では女性の平均時間が23分、男性の平均時間が19分で、男女で大きな差はみられません。

図表 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度



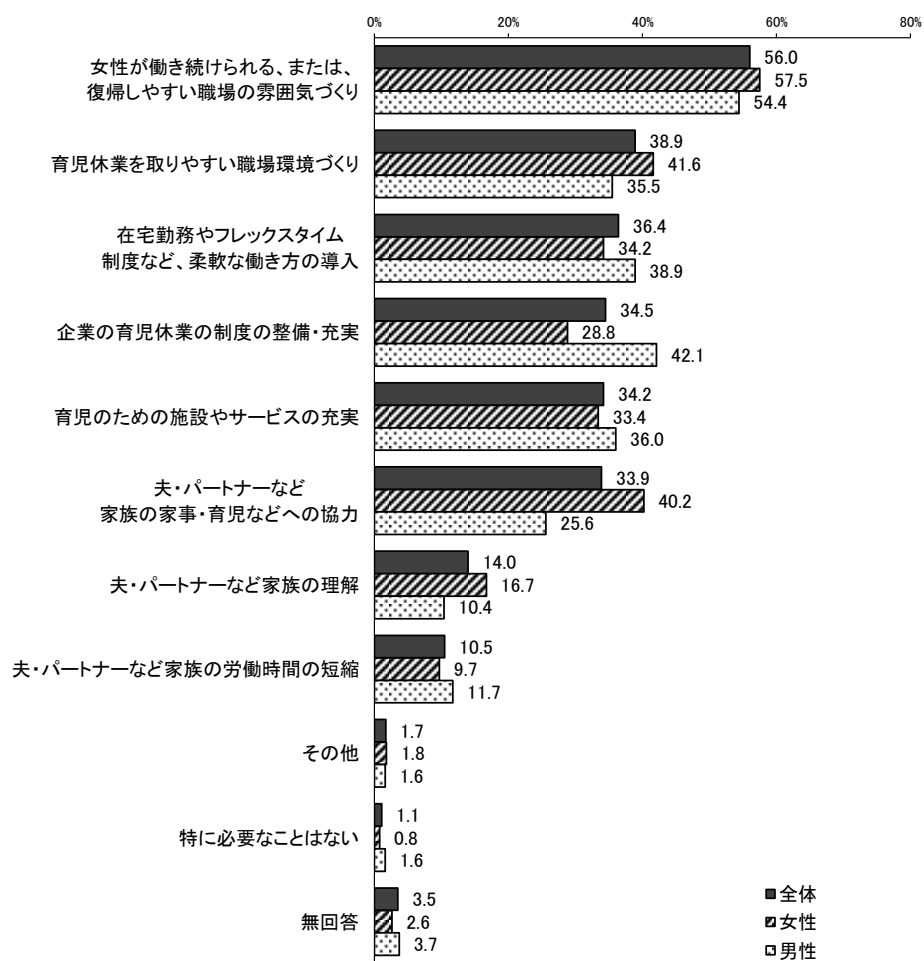
図表 性別 生活時間（平均）



③女性が働き続けるために必要なこと

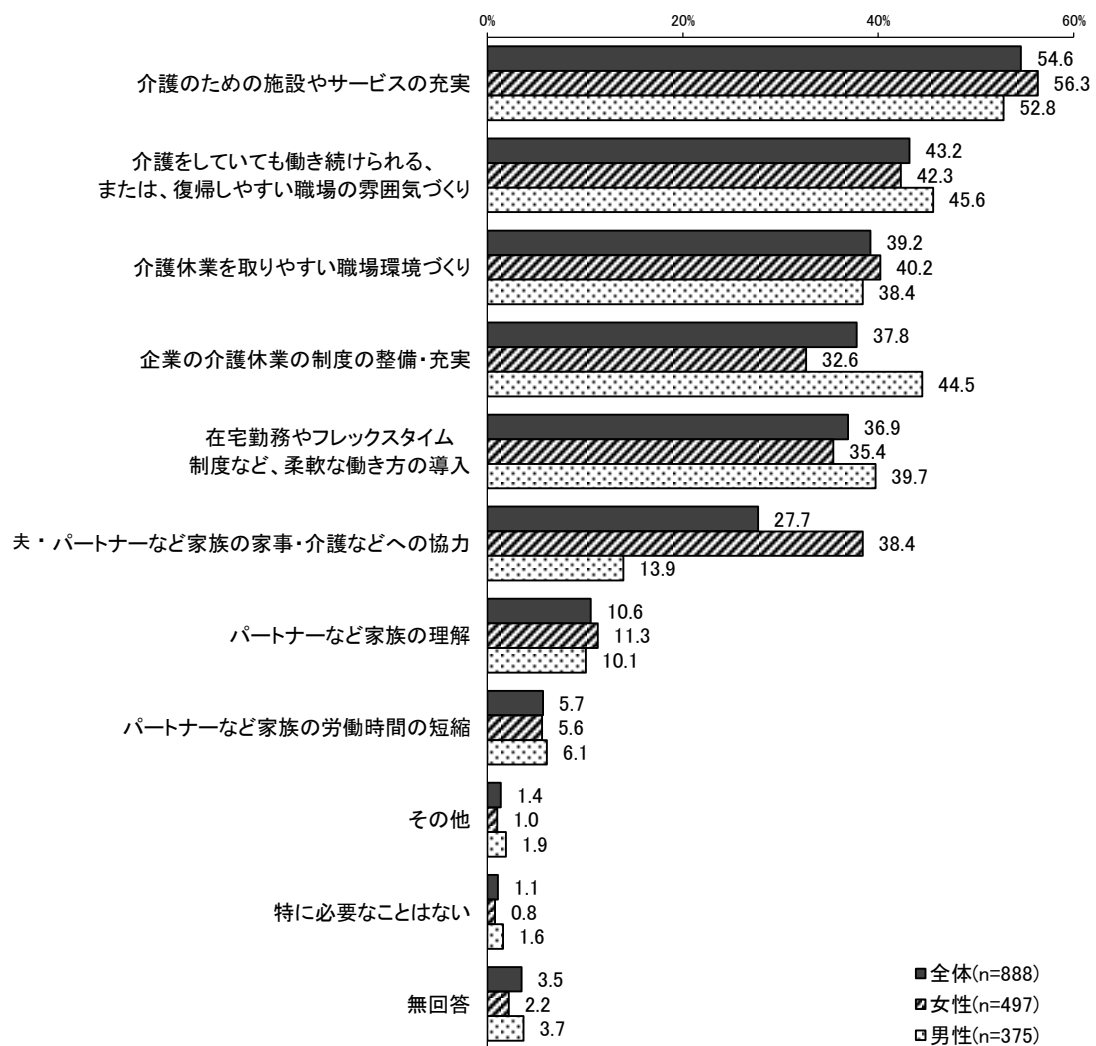
女性が出産・子育てなどを理由に仕事を辞めることなく働けるために必要なこととして、「女性が働き続けられる、または、復帰しやすい職場の雰囲気づくり」、「育児休業を取りやすい職場環境づくり」、「在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な働き方の導入」が多くなっています。性別にみると、女性は「夫・パートナーなど家族の協力が必要」と回答した人が40.2%と男性より14.6ポイント高く、男性は「企業の育児休業の制度の整備・充実」と回答した人が42.1%と女性より13.3ポイント高くなっており、男女の意識の差が目立ちます。

図表 女性が出産・子育てなどを理由に仕事を辞めることなく働けるために必要なこと



女性が介護を理由に仕事を辞めることなく働けるために必要なこととして、「介護のための施設やサービスの充実」、「介護をしても働き続けられる、または、復帰しやすい職場の雰囲気づくり」、「介護休業を取りやすい職場環境づくり」と続いています。性別で見ると、出産・子育てと同様に、女性は「夫・パートナーなど家族の家事・介護などへの協力」が多く、男性は「企業の介護休業の制度の整備・充実」が多くなっています。

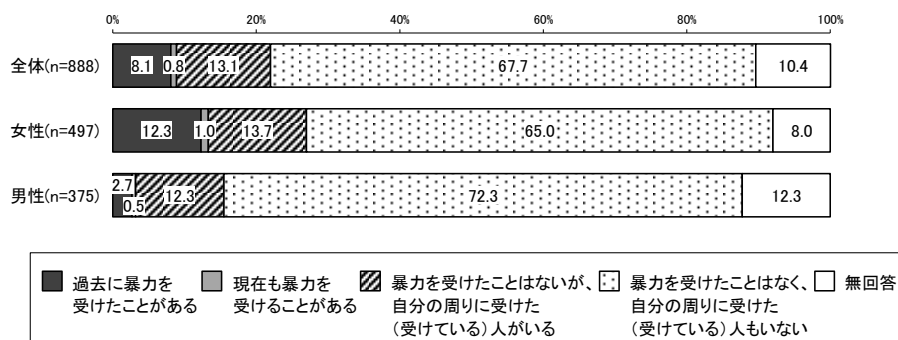
図表 性別 介護を理由に仕事を辞めることなく働けるために必要なこと



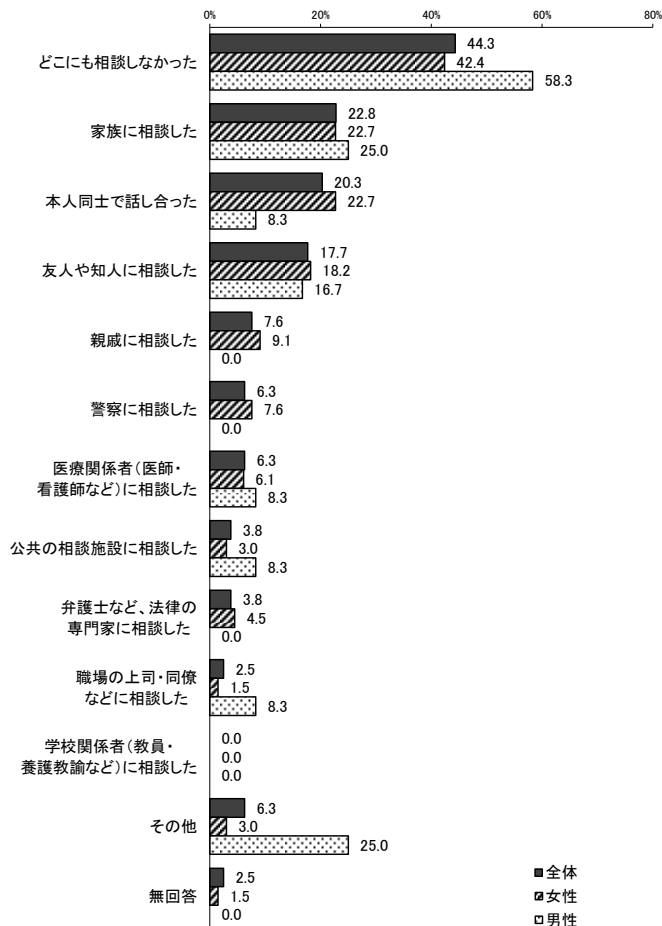
④DVについて

過去または現在、DVを受けた経験がある人は全体で8.9%となっており、平成26(2014)年度調査よりわずかに多くなっています。対処方法については「どこにも相談しなかった」と回答した人が44.3%と最も高くなっています。性別でみると女性は男性に比べて「本人同士で話し合った」が高くなっており、男性は「どこにも相談しなかった」が女性よりも高く58.3%となっています。また、相談窓口である「犯罪被害者相談窓口(NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター)」や「配偶者暴力相談支援センター」、「女性の総合相談窓口」の認知度は11.0%、14.9%、15.8%にとどまっています。

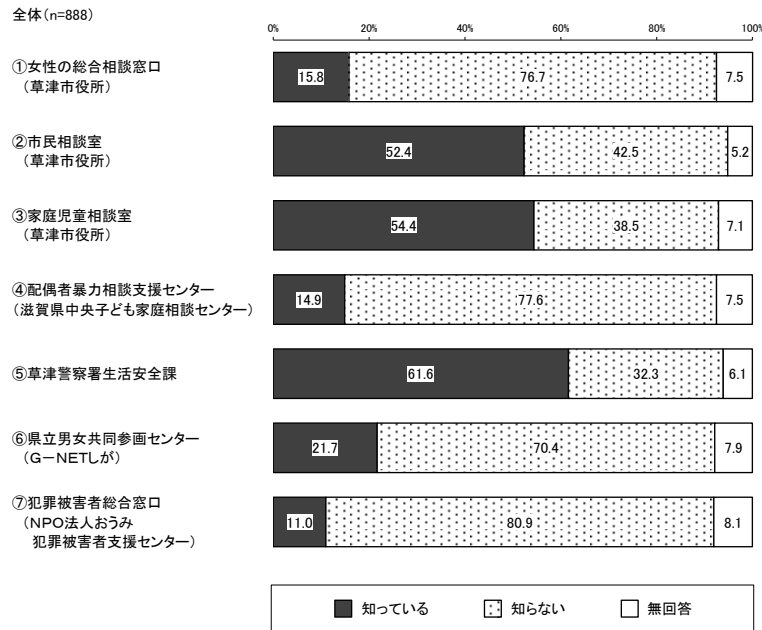
図表 DVを受けた経験



図表 DVへの対処方法



図表 相談窓口の認知



課題

- 「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に肯定的な人の割合は5年前より減少していますが、「政治分野」と「社会通念・慣習・しきたりなど」で「男性が優遇されている」と考える人の割合が高くなっており、不平等感が強いことがわかります。
- 「草津市男女共同参画推進条例」や「SDGs」という用語を「全く知らない」と答えた人が半数以上となっており、継続的に男女共同参画に関する意識啓発や内容の周知に取り組む必要があります。
- 生活の中での優先度については、女性は「家庭生活」、男性は「仕事」を優先している傾向が表れています。このことが固定的な性別役割分担につながらないよう誰もが希望のワーク・ライフ・バランスを実現できるよう取り組む必要があります。
- 女性が出産・子育てや介護と仕事を両立し就労を継続するために、女性が必要と思うこととして男性の家事・育児の参画促進を求める声が多いことから、男性に対する意識啓発とともに男性が家事・育児・介護に参画しやすくなるよう働き方の見直しや、企業への働きかけも必要です。
- DVの被害経験のある人がわずかに増加している一方で、被害を受けた際の対処方法では依然として「どこにも相談しなかった」が最も多くなっています。配偶者暴力相談支援センターや女性の総合相談窓口等の相談窓口を周知するとともに、被害を受けた方が相談しやすい仕組みづくりが必要です。

第3章 第3次計画の実績と課題

1. 数値目標における実績

第3次計画における数値目標の状況は以下のとおりとなっています。

図表 第3次計画における数値目標の状況

項目	計画当初値 (平成20年度)	中間実績 (平成26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和元年度)
草津市男女共同参画推進条例の浸透 ◆	—	43.0%① 【参考値】	43.5%	50%
「男は仕事、女は家庭」と考える市民の割合◆	41.2%◇	41.9%	36.8%	25%
「男女共同参画社会づくり副読本」の活用率	63.2%	94.7% (18校/ 19校)	95.0% (19校/ 20校)	100%
30～34歳(子育て世代)における女性の労働力率	58.0% (平成17 年国勢調 査)		70% (平成27 年国勢調 査)	65% (平成27 年国勢調 査)
ワーク・ライフ・バランス推進企業に登録している市内事業所の割合※1	4.0% (12社)	4.3% (13社)	5.5% (17社)	10% (31社)
待機児童数(4月1日時点)	45人	91人	70人	0人
「配偶者暴力相談支援センター」を知っている人の割合◆	16.6%◇	17.6%	14.9%	60%
市の乳がん、子宮がんの検診受診率(乳がん)※2	6.9%	17.5%	(全人口) 12%	22% (参考値 13.0%)
市の乳がん、子宮がんの検診受診率(子宮がん)※2	14.8%	24.6%	(全人口) 13.4%	26% (参考値 13.9%)
しきたりや慣習について男女が平等であると感じる市民の割合◆ (充分平等・ある程度平等と回答した市民の割合)	21.4%◇	22.7% (充分平等 1.8%、 ある程度平 等20.9%)	8%② 【参考値】	50%
市全体の審議会等における女性委員の割合	27.0%	35.1%	39.3%	50%

◆「草津市男女共同参画についてのアンケート」(平成21(2009)年1月、平成26(2014)年12月、令和元(2019)年9月)より。

①「草津市男女共同参画推進条例の浸透」については、「草津市男女共同参画推進計画」を知っている人の割合を参考値として示す。

②「社会通念・慣習・しきたり等の分野で男女が平等であると感じる市民の割合」の結果

※1：草津市内の事業所で、従業員が10人以上で企業内同和問題研修担当窓口を設置している事業所数に対する割合（計画当初の平成20（2008）年度で該当する事業所は300社、平成30（2018）年度は309社、令和元（2019）年度は332社）

※2：乳がん、子宮がんの検診受診率については、平成28（2016）年度より算出方法が変更されており、受診率が低下しています。

各年度3月31日時点の対象女性の全人口を分母としています（乳がんは40歳以上の女性、子宮がんは20歳以上の女性が対象です）。平成27（2015）年度まで対象者（分母）は「平成22（2010）年国勢調査の対象女性人口－（女性就業者数－第1次産業女性就業者数）」であり、平成28（2016）年度からは各年度3月31日時点の対象女性人口（対象者年齢は、乳がんは40歳以上、子宮がんは20歳以上）となっています。目標値は、現在の算出方法にて換算した数値を参考値としています。

2. 目標ごとの主な実施状況と課題

目標1. 男女共同参画の意識づくり

基本方針（1）意識啓発の推進

- ① 広報くさつ・市ホームページ等を通じた啓発
- ② 講演会や講座等の開催による学習機会の提供
- ③ 男女共同参画に関する情報の収集・提供
- ④ 男女共同参画の視点による表現媒体の点検

基本方針（2）教育の充実

- ⑤ 人権教育の充実
- ⑥ 性の多様性を踏まえた学校教育環境の点検・改善
- ⑦ 教職員研修の充実

〈主な実施状況〉

- 男女共同参画啓発紙「みんなで一歩」をはじめ「広報くさつ」や市ホームページ等を通じ、啓発を行いました。
- 男女共同参画やジェンダーに関する学習会や、中学・高校生を対象とした「デートDV・性の健康教育」をテーマとした講演会の開催等を実施しました。
- 全小中学校へ県発行の「男女共同参画社会づくり読本」等を活用し、児童・生徒の学びを深めました。

課 題

- 男女共同参画啓発紙「みんなで一歩」は「男女共同参画についてのアンケート調査」結果から特に若い世代の閲読が少ないことがわかったことから、啓発手段の工夫が必要です。
- 教職員に対する研修では、男女共同参画意識の向上だけでなく、性の多様性に関する研修やハラスメントに関する研修も必要です。

目標 2. 男女がともに自立して生きるための条件づくり

基本方針（3）ワーク・ライフ・バランスの推進

- ⑧事業者のワーク・ライフ・バランス推進の勧奨
- ⑨子育て支援の充実
- ⑩ひとり親家庭への支援
- ⑪高齢・障害福祉サービス等の充実

基本方針（4）DV対策の強化

- ⑫DVの防止に向けた啓発の充実
- ⑬相談体制の充実
- ⑭被害者の安全確保と自立支援の充実
- ⑮関係機関との連携強化

〈主な実施状況〉

- 平成 28(2016)年度に市内事業所、大学、市役所と「イクボス宣言」を行い、以降毎年度「働き方改革講演会」を開催するなど働き方改革、ワーク・ライフ・バランスを推進してきました。
- 児童育成クラブの整備や子育て親子の交流の場の提供など、子育て支援の充実を図りました。また、待機児童の解消に向けて認定こども園や小規模保育施設等の整備を進めてきました。
- 平成 27（2015）年度から、女性の総合相談窓口を設置しDV等の相談に応じるとともに関係窓口・関係機関との連携を図りました。

課題

- 働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの啓発は、企業のニーズに合う効果的な啓発方法を検討する必要があります。
- DV相談について、カウンセリング等の専門相談、SNSを使った相談や相談時の一時保育を望む声が多く、検討が必要です。
- 貧困状況にある女性等、様々な困難を抱える女性を支援するため、相談に応じるとともに関係機関と連携を図る必要があります。
- 多様な保育ニーズへの対応や待機児童の解消のため、需要量の推移を見極めながら、必要に応じて確保方策を講じる必要があります。

目標3. 男女がともに生涯にわたって豊かに暮らすための健康づくり

基本方針（5）性と健康の尊重

- ⑯性教育の充実
- ⑰性・ジェンダーを踏まえた健康づくりの支援
- ⑱セクハラ対策の推進
- ⑲性の多様性を踏まえた行政事務の実施

〈主な実施状況〉

- 中学・高校生を対象とした「デートDV防止」や「性の健康教育」をテーマにした学習会を実施し、性についての正しい知識の教育に努めました。
- LGBT等性的マイノリティに関する講演会の実施や広報くさつ、市ホームページ等に掲載するなど啓発を行いました。
- LGBT等性的マイノリティの方への取組として、申請書類等を全庁的に調査し、性別記載欄が不要なものについては削除する等の見直しを行いました。
- 女性特有の子宮頸がん、乳がん検診について無料のクーポン券の拡充や個別勧奨を行うなど、受診率の向上に努めました。

課題

- 幼児期から子どもの発達段階に応じた性に関する指導を行うとともに、保護者への情報発信をしていく必要があります。
- セクハラだけでなく性暴力、ストーカー行為の防止も含めて啓発をしていく必要があります。

目標 4. 男女がともに自立していきるための条件づくり

基本方針（6）男女共同参画の地域コミュニティづくり

- ⑳コミュニティ活動における男女共同参画の促進
- ㉑地域防災における男女共同参画の推進
- ㉒男女共同参画推進団体の育成
- ㉓草津市立男女共同参画推進センターの開設

基本方針（7）女性の活躍推進5年間のポジティブ・アクション

- ㉔女性の活躍推進に向けた気運の醸成
- ㉕女性の活躍における相談窓口の充実
- ㉖女性の就業・起業支援
- ㉗市民活動における女性の活躍推進
- ㉘政策・方針決定の場への女性の参画促進

〈主な実施状況〉

- 市総合防災訓練や各地域で行われたHUG訓練や防災講座において、避難所運営における女性の参画について意識向上を図りました。
- 草津市立男女共同参画センターの開設に向け先進地の男女共同参画センターの視察研修やワークショップを開催し、センターの機能や事業について市民とともに検討し、開設準備を行いました。
- 起業・就労等にチャレンジしたい女性を対象に「女性のチャレンジ応援塾」を平成27年(2015)年度から開催し、女性の社会進出を支援しました。
- 各種審議会等における女性委員の参画を進めるため、参画促進について庁内に呼びかけるとともに子育て中の女性参画が可能となるよう託児支援を実施しました。
- 女性の総合相談窓口を設置し、DV、家庭生活や働くことに関する相談に応じました。

課題

- まちづくり協議会等の地域コミュニティや町内会等における女性の参画割合が低いことが課題となっています。
- 地域防災への女性の参画割合は増えていますが、全体の2～3割程度に留まっており、更なる参画を図る必要があります。
- 女性活躍推進法の改正により、101人以上の事業所が一般事業主行動計画の策定対象となったことから、策定が進むよう啓発が必要です。
- 男女共同参画、女性活躍を推進するリーダーの不足が課題となっています。

第4章 男女共同参画社会づくりの取組方針

1. 第4次計画の概要

(1) 基本理念と目指す方向

基本理念～「草津市男女共同参画推進条例」の8つの基本理念～

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ①男女（あらゆる人）の人権の尊重 | ⑤家族の構成の多様性の尊重 |
| ②社会の制度や慣行の見直し | ⑥生涯にわたる健康な生活の営み |
| ③方針立案や決定への参画機会の確保 | ⑦セクハラとDVの根絶 |
| ④家庭生活と社会生活の両立 | ⑧国際社会の取組との同調 |

目指す方向

男女（誰も）がともに喜びと責任を分かち合う
協働のまち 草津

「草津市男女共同参画推進条例」では、男女共同参画社会の推進について8つの基本理念を掲げており、さらに、市、市民、事業者、各種の団体、教育にかかわる人が協働して、「市民一人ひとりが自立した個人として生き生きと暮らせるまち草津を実現する」ことをうたっています。第4次計画では、この条例に定める8つの理念を基本理念とし、男女共同参画の考えが行き渡った社会像としての「将来にあるべき草津市の姿」として「男女（誰も）がともに喜びと責任を分かち合う協働のまち 草津」を目指す方向として定めます。また、本計画の基本理念と目指す方向には、性別にかかわらず全ての人の人権が尊重される社会を目指すという意味で、あえて「男女」の後に「（あらゆる人）」、「（誰も）」と追記しています。本計画の本文等において「男女」とのみ表記している場合においても、この思いを込めています。

(2) 計画の位置づけ

- ①本計画は、「草津市男女共同参画推進条例」に基づく推進計画として位置づけます。
- ②本計画は、「第6次草津市総合計画」における「男女共同参画」の分野の基本的な計画であり、また、「草津市健幸都市基本計画」、「第4期草津市地域福祉計画」、「第二期草津市子ども・子育て支援事業計画」、「草津あんしんいきいきプラン第8期計画」をはじめとした諸計画との整合を保った内容としています。
- ③本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画であり、国の「第5次男女共同参画基本計画」と「パートナーシッププラン 2020」の内容を勘案し策定しました。
- ④本計画の「基本方針（5）さまざまな課題・困難を抱える人々への支援」の各施策については、「配偶者暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」に規定する市町村基本計画として位置づけます。
- ⑤本計画の「基本方針（3）ワーク・ライフ・バランスの推進」、「基本方針（4）多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実」、「基本方針（8）男性の家庭生活や地域活動への参加の促進」、「基本方針（9）女性の活躍推進」の各施策については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に規定する市町村推進計画として位置づけます。

(3) 計画期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とし、5年目の令和7（2025）年度に見直します。

(4) 4つの目標

基本目標は第3次計画の目標設定の枠組みを保ちつつ、内容を発展的に見直します。第4次計画では今までの取組課題や現状を踏まえ、4つの計画目標を定めます。

4つの目標

- ①男女共同参画の意識づくり
- ②男女がともに自立して生きるための条件づくり
- ③男女がともに安心して暮らせる環境づくり
- ④男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり

◇◆目標1. 男女共同参画の意識づくり

誰もが男女共同参画社会の実現を目指し、誰もが個人としての尊厳および人権が尊重され、性別による差別的な取扱いを受けず、また、性別による固定的な役割分担や制度、慣行が社会における活動の自由な選択に影響を及ぼすことがないように、男女共同参画の意識啓発に取り組みます。

◇◆目標2. 男女がともに自立して生きるための条件づくり

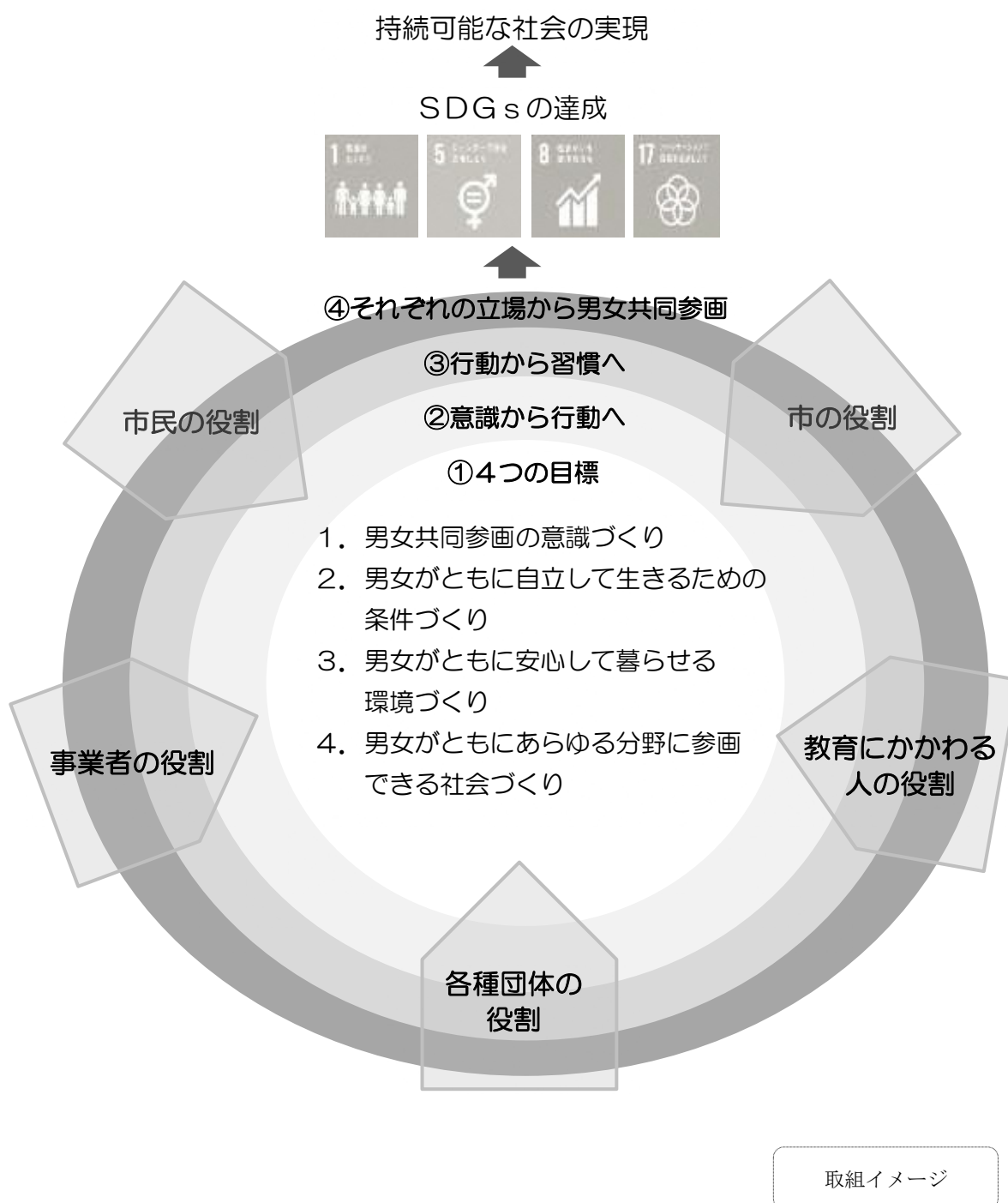
誰もが相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活における活動と、職業その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症の流行や自然災害等により就学や家庭環境が変化した場合も自立した生活ができ、多様で柔軟な働き方を選択できる環境づくりを進めます。

◇◆目標3. 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

性別による人権侵害は男女共同参画の実現を阻害する行為であり、セクハラや性暴力、ストーカー行為、DVなどの犯罪行為を含む暴力行為、あるいはLGBT等性的マイノリティへの差別的な取扱いが個人の尊厳を侵すことを認識し、その根絶を目指します。また、男女が対等な関係のもとに、互いの性について理解を深め、妊娠および出産に関し、自己の決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう健康づくりに取り組みます。さらに、さまざまな課題・困難を抱える人々などに必要な相談や支援を受けられるよう体制を整備します。

◇◆目標4. 男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり

誰もが性別にかかわらず、対等に、市の施策または事業者もしくは各種の団体における方針の立案、および決定の機会に参画することができるよう、あらゆる分野の政策・方針決定の場での男女共同参画を進めます。また、女性が様々な分野において、その個性と能力を十分に発揮し活躍することができるようポジティブ・アクションとして女性の活躍推進に取り組みます。



2. 施策体系

☆体系図（見開き2ページを想定）

☆体系図

3. 目標ごとの市の取組

目標1. 男女共同参画の意識づくり

基本方針（1）意識啓発の推進

- 「男女共同参画についてのアンケート調査」結果においても、まだまだ、さまざまな男女の不平等感が根強いことがわかりました。男女共同参画社会づくりを進めるため、引き続き市民への様々な広報・啓発や講演会・講座等の開催に取り組みます。
- 本市の男女共同参画に関する取組の周知はもとより、世界、国、県の動向についても積極的に情報を収集し提供します。
- 広報等の表現媒体について、性別による固定的な役割分担やジェンダーを助長する表現、その他の不必要な性的な表現がないか点検します。

施策番号	施策	取組内容	担当課
1	広報くさつ・市ホームページ等を通じた啓発	○ 男女共同参画推進条例等の周知や、意識啓発に努めるとともに、多世代に情報が届くよう工夫しながら発信します。	男女共同参画課
2	講演会や講座等の開催による学習機会の提供	○ セミナーや講座等を開催し、学習機会の充実を図ります。	男女共同参画課
3	男女共同参画に関する情報の収集・提供	○ 男女共同参画についてのアンケート調査を定期的を実施し、市民の意識の変化を把握します。	男女共同参画課
		○ 世界、国、県の動向について積極的に情報収集、提供に努めます。また、SDGsについての啓発に努めます。	
4	男女共同参画の視点による表現媒体の点検	○ 男女共同参画の視点に立ち、広報くさつ・市ホームページ等の点検を行います。	広報課
		○ 屋外広告物について、申請書類や現地確認等により、不適切な表現がないことの確認を行います。	都市計画課

基本方針（２）教育の充実

- 就学前教育・保育から学校教育までを通じて、男女平等、男女共同参画の考え方の浸透を図るとともに、将来を見通した自己形成をするためのキャリア教育を推進します。
- 性的マイノリティの子どもたちの人権を尊重するため、学校教育環境の点検、改善を行います。
- 教職員が男女共同参画の視点に配慮して施策・教育の推進を図れるよう男女共同参画に関する研修を実施します。

施策番号	施策	取組内容	担当課
5	男女の人権尊重や男女共同参画についての教育の充実	○ 全小中学校において、道徳科、家庭科、総合的な学習などで県が発行する「男女共同参画社会づくり読本」の活用等により、児童・生徒が男女共同参画についての教育を行います。	児童生徒支援課
		○ 子どもたちが社会人、職業人として自立していけるよう、キャリア教育を推進します。	学校教育課 男女共同参画課
		○ 主に中高生を対象に、次世代育成事業として、デートDV、性の健康教育等に係る学習機会を提供します。	男女共同参画課
6	性の多様性を踏まえた学校教育環境の点検・改善	○ 学校教育環境・内容を点検し、LGBT等性的マイノリティの方への配慮が必要な点、合理的理由がなく男女の別が残されている状況の改善を図ります。	児童生徒支援課
7	教職員における男女共同参画に関する意識の醸成	○ 男女共同参画に関する意識を高めるため、研修を実施します。	学校教育課

目標 2. 男女がともに自立して生きるための条件づくり

基本方針（3）ワーク・ライフ・バランスの推進

- 男女がともに育児・介護などを理由に仕事を辞めることなく働き続けられるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、男性の育児休業取得の促進や、育児、介護への男性の参画を啓発します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響や自然災害等により、就業や家庭環境が変化した場合も自立した生活ができる多様で柔軟な働き方の実現を目指します。

施策番号	施策	取組内容	担当課
8	働き方改革、ワーク・ライフ・バランスについての啓発、男性の育児休暇等の取得の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 働き方改革、ワーク・ライフ・バランスについて啓発します。○ テレワークの活用等多様で柔軟な働き方に向けた取組を推進します。○ 男性の育児休業等の取得推進について啓発します。	男女共同参画課

基本方針（４）多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実

- 子育て支援、ひとり親家庭への支援、高齢・障害福祉サービス等を充実し、出産・保育・育児や介助・介護等に伴う家庭の負担を軽減することにより、「楽しい子育て」「行き詰まらない介助・介護」を支えるとともに、だれもが安心して仕事や地域活動に参画できる環境づくりを進めます。
- 市民の家族構成やライフスタイルに配慮し、子育てや介護の多様なニーズに対応できるよう取り組みます。

施策番号	施策	取組内容	担当課
9	子育て支援の充実	○ 児童育成クラブや病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターなど、子育て支援の充実を図ります。	子育て相談センター 子ども・若者政策課
		○ 多様な保育ニーズや保護者の就労状況等に対応した質の高い就労前教育・保育を提供するため、認定こども園等の環境整備や定員確保に取り組みます。	幼児施設課
		○ 子育てにおいて孤立することなく安心して楽しんで子育てできるよう「切れ目のない子育て支援」を行います。	子育て相談センター
10	ひとり親家庭への支援	○ ひとり親家庭に対する相談対応や児童扶養手当の支給など、自立生活に向けた支援を行います。	子ども家庭課
		○ ひとり親家庭の医療費の一部負担分の全部または一部について助成します。	保険年金課
11	高齢・障害福祉サービス等の充実	○ 高齢福祉サービスの適切な運用を図ります。	長寿いきがい課
		○ 介護保険サービスの充実と制度の適正な運用を図ります。	介護保険課
		○ 障害福祉サービスの充実と制度の適正な運用を図ります。	障害福祉課

目標 3. 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

基本方針（5）さまざまな課題・困難を抱える人々への支援

- 女性の総合相談窓口として、さまざまな困難をかかえる女性、DVやセクハラので悩みを抱える男女の相談および支援ができるよう、カウンセリング等の専門相談窓口の設置等、相談体制の拡充を図ります。
- DV相談については、DV被害者が相談に結びつくよう相談窓口の周知を図るとともに、家庭児童相談室や滋賀県配偶者暴力相談支援センター等の機関と連携し適切な対応に努めるとともに、DV被害者の保護とその後の自立に向け継続的な支援を行います。

施策番号	施策	取組内容	担当課
12	相談体制の充実（女性総合相談）と周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ DV被害がある・疑われる場合の相談窓口について、気軽に安心して相談ができるよう相談窓口の周知を図るとともに、そのアクセス性を高めます。 ○ 来談者の状況に適正に応じられるよう、相談員の資質向上のための研修機会を充実させます。 	男女共同参画課 家庭児童相談室 人権センター
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性総合相談窓口の設置により、ワンストップ支援を行い、さまざまな困難を抱える女性の相談支援を行います。 ○ カウンセリング等の専門相談の設置について検討します。 ○ 相談時の託児について検討します。 	男女共同参画課
13	DVの防止およびDV被害者の自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子生活支援施設など既存の施設や制度を活用しつつ、被害者の保護に努めます。 ○ 庁内外の関係機関・窓口と連携しながら継続的な支援を行います。 	男女共同参画課 子ども家庭課 家庭児童相談室
		<ul style="list-style-type: none"> ○ DV防止に関する啓発を行います。 	男女共同参画課
14	関係窓口・機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な社会資源や専門的知見が活用できるように、庁内の関係窓口や庁外の関係機関と連携会議を行うなど連携の強化を図ります。 	男女共同参画課 家庭児童相談室 関係課

基本方針（6）性と健康の尊重

- 性と生殖、性の多様性、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）などへの理解が行き渡るよう正しい知識の普及を図るとともに性教育の充実などを進めて子どもの性と健康を守ります。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うなど、生涯を通じた女性の健康支援を行います。
- 性暴力・ストーカー・セクハラ等は重大な人権侵害であり、男女が安全に安心して暮らせる環境づくりに努めます。
- 性の多様性についての情報提供と意識啓発を充実させ、多様な性のあり方を尊重する社会環境づくりを推進します。

施策番号	施策	取組内容	担当課
15	性を理解・尊重するための教育、啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者等の理解を醸成しつつ、幼児期から性教育を実施し、子どもの発達段階に応じて、性・生殖や性感染症（STD）についての正しい知識の普及を図ります。 ○ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ等性の理解・尊重に関する啓発を行います。 	幼児課 男女共同参画課 学校教育課
16	性を踏まえた健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子宮頸がん・乳がん検診等の受診勧奨を図るとともに、性を踏まえた健康づくりの相談・支援を行います。 ○ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。 	健康増進課 子育て相談センター
17	性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止に向けた啓発と相談	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止について啓発するとともに関係機関と連携し相談に応じます。 ○ 教職員等へセクハラ等に関する研修を実施します。 	男女共同参画課 学校教育課
18	LGBT等性的マイノリティや性の多様性を踏まえた啓発や相談、環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ LGBT等性的マイノリティの方への相談対応を進めます。 ○ LGBT等性的マイノリティに対して理解が深まるよう啓発を進めます。 	人権センター 男女共同参画課
		<ul style="list-style-type: none"> ○ LGBT等性的マイノリティに対する取組について精査し、対応について検討します。 	人権政策課 人権センター

目標4. 男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり

基本方針（7）男女共同参画の地域づくり

- 地域コミュニティのさまざまな活動の中で、固定的な性別役割分担意識に基づく仕組みやルール、しきたりや慣習などの見直しを推進するとともに、地縁コミュニティの活動や、NPO、ボランティアなどの地域活動における男女共同参画を推進します。
- 災害時に女性の視点が抜け落ちないように、平常時から地域防災における男女共同参画に取り組みます。
- 令和3（2021）年に開設する「草津市立男女共同参画センター」を拠点として、市民・団体・事業者等と協働で男女共同参画を推進します。

施策番号	施策	取組内容	担当課
19	コミュニティ活動における男女共同参画の促進	○ まちづくり協議会、町内会などの地縁コミュニティや、NPO、ボランティアなどの活動において、男女共同参画を促進します。	まちづくり協働課 男女共同参画課
		○ 地域のしきたりや慣習を見直すための啓発を行います。	男女共同参画課
20	地域防災における男女共同参画の推進	○ 自主防災組織や避難所運営において、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点による適切な配慮を図ります。	危機管理課
21	草津市立男女共同参画センターの運用	○ 男女共同参画の推進拠点として、各種団体の男女共同参画に関する取組支援や交流促進を行うとともに、協働による事業展開に努めます。	男女共同参画課

基本方針（８）男性の家庭生活や地域活動への参加の促進

- 女性が家事・育児・介護などの理由によって仕事を断念することがなく、誰もが個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現のためには、男性が積極的に家事・育児・介護などを担うことが必要です。男性の家事・育児・介護等への主体的なかかわりを推進します。

施策番号	施策	取組内容	担当課
22	男性の家事、育児、介護等への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男性の家事・育児・介護などへの参画についての啓発を行います。 ○ 男性の家事・育児・介護等の学習機会の提供を行います。 	男女共同参画課

基本方針（９）女性の活躍推進

- 女性が安心して働き続けられるよう長時間労働の是正や個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方ができる環境づくりを推進します。
- 女性の活躍の場と機会を拓げていくため、ポジティブ・アクションとして女性の能力開発や起業支援などを図るとともに、企業や地域コミュニティに働きかける中で、女性の意思決定の場・機関への参画・登用などを促進します。
- 男女共同参画に関心を持つ市民を増やし、団体および女性リーダーの育成に努めます。

施策番号	施策	取組内容	担当課
23	女性の活躍推進に向けた気運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・推進に向けた働きかけを行います。 ○ 女性活躍や働き方改革等に関する啓発を行います。 	男女共同参画課
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様で柔軟な働き方の実現に向けた市民・事業所への啓発を行います。 	商工観光労政課 男女共同参画課
24	女性の職業能力の開発と就業のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就職や起業、キャリア形成（職業能力の習得）を支援します。 	男女共同参画課
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の就労相談に応じ、就労のための情報提供や関係機関の紹介などを行います。 	男女共同参画課 商工観光労政課

施策 番号	施策	取組内容	担当課
25	市民活動団体および女性リーダーの育成	○ 男女共同参画を推進する団体や女性リーダーの育成を図ります。	男女共同参画課
26	政策・方針決定の場への女性の参画促進	○ 各審議会等における女性委員の割合について 50%を目指して取り組みます。	関係各課 男女共同参画課
		○ 子育て中の女性の審議会等への参画推進のため、託児支援を実施します。	関係各課 男女共同参画課
		○ 地域における各種団体の方針決定の場への女性の参画を促進します。 ○ 政治分野における女性の参画を推進するための啓発を行います。	男女共同参画課

4. 市民等の取組

主体	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めます。 ○ 市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。 (草津市男女共同参画推進条例第5条)
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、性別による差別的な取扱いを行わず、男女が事業活動に対等に参加する機会を確保するとともに、男女が職業生活と子育て、介護などの家庭生活とを両立することができるような職場の環境づくりに努めます。 ○ 市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。 (草津市男女共同参画推進条例第6条)
各種の団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、その活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めます。 ○ 市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。 (草津市男女共同参画推進条例第7条)
教育にかかわる人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画の形成に果たす教育の重要性を深く理解し、基本理念に基づいた教育または保育に努めます。 ○ 市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。 (草津市男女共同参画推進条例第8条)

数値は今後調査します。

5. 数値目標の設定

基本目標	項目	設定理由	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
【1】 男女共同参画の意識づくり	① 草津市男女共同参画推進条例の浸透割合	条例が周知され、浸透しているかの目安とします。	43.5%	
	②「男は仕事、女は家庭」と考える市民の割合	性別役割分担意識の変化の目安とします。	36.8%	
	③男女共同参画に関する研修等の開催回数および参加者数	意識啓発の機会の提供状況の把握をします。	調査中	
	④男女の不平等感について「学校教育の場で」平等であると考えられる市民の割合	学校現場における男女共同参画の推進状況の目安とします。	55.0%	
	⑤教職員における男女共同参画に関する研修の参加者数および参加率	教職員における意識の醸成のための取組状況の把握をします。	調査中	
【2】 男女がともに自立して生きるための条件づくり	⑥25～44歳における女性の就業率	女性の就業状況の目安とします。	67.8%	
	⑦女性の正社員率	生涯賃金格差の解消の目安とします。	43.2%	
	⑧男女の不平等感について「家庭生活の場で」平等であると考えられる市民の割合	個人の生活時間の希望と現実の差を把握しワーク・ライフ・バランスの推進の目安とします。	36.0%	
	⑨男女の不平等感について「職場の中で」平等であると考えられる市民の割合	同上	23.8%	
	⑩待機児童数（4月1日時点）	就業等の子育て世代の保育ニーズに応じた定員確保が進んでいるかの目安とします。	70人	
【3】 男女がともに安心して暮らせる環境づくり	⑪「女性の総合相談窓口」相談延件数およびDV相談件数	件数を把握し、今後の相談体制や周知方法等の推進につなげます。	160件 (内DV 34件)	
	⑫男女共同参画課の「女性の総合相談窓口」を知っている人の割合	相談窓口の周知が進んでいるかの目安とします。	15.8%	
	⑬DVの対処方法として「どこにも相談しなかった」人の割合	DVに関する認識が深まり、相談体制等対策が進んでいるかの目安とします。	44.3%	
【4】 男女がとらゆる分野に参画できる社会づくり	⑭男女の不平等感について「地域活動の場で」平等であると考えられる市民の割合	地域活動の場で男女共同参画が推進されているかの目安とします。	35.5%	
	⑮男女の不平等感について「社会通念・習慣・しきたりなど」で平等であると考えられる市民の割合	社会通念・習慣・しきたりなどについて男女共同参画が推進されているかの目安とします。	8.0%	
	⑯女性の代表または副代表のいる町内会、行連区の割合	自治会の男女共同参画の推進状況の目安とします。	26.0%	
	⑰平日の家事に関する生活時間の男女の差（平日の家事に要する平均時間）	男性の家庭生活への参加の目安とします。	2時間55分	
	⑱市全体の審議会等における女性委員の割合	政策・方針決定過程への女性の参画（女性の登用）が進み、男女の視点が反映されているかの目安とします。	39.3%	

第5章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現のため、「草津市男女共同参画推進条例」第23条に基づき、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人との協働のもとに、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため必要な体制を整備し推進いたします。計画の推進にあたっては、男女共同参画推進本部を中心として、庁内関係部局との連携の強化を図り、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。

〈庁内推進体制の充実〉

庁内に「草津市男女共同参画推進本部」を設置し、男女共同参画関連施策を総合的に企画調整し推進します。具体的には、毎年、男女共同参画計画の進捗状況を点検、評価し、課題の検討を行うとともに、計画の実施における関係部局間の総合調整を行います。また、全庁的に各施策が男女共同参画の視点に立って行われるよう努めます。

〈草津市男女共同参画審議会の機能充実〉

市長の附属機関として設置する「草津市男女共同参画審議会」に上記の男女共同参画計画の進捗状況を報告し意見を求め、計画の目標の実現に努めます。

〈男女共同参画に関する職員研修の充実〉

男女共同参画の視点を養う職員研修を実施し、男女共同参画の意識の浸透を図ります。

〈関連計画との整合〉

草津市における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的に施策を展開します。

〈草津市立男女共同参画センターの機能充実〉

男女共同参画推進拠点として設置する「草津市立男女共同参画センター」の機能充実に努めるとともに、市民、事業者、各種団体および教育にかかわる人による取組を支援します。

〈国・県等関係機関との連携〉

国・県および関係機関との連携に努めるとともに、他市町との情報交換などを行い、連携を深めます。

2. 数値目標による進行管理

- 本計画に示した男女共同参画推進の取組は、市、市民、事業者、各種の団体、教育にかかわる人が、それぞれの立場で、また、連携・協働によって、その展開を図っていきます。
- とりわけ市の取組は、PDCAサイクルのもとで、着実な進捗を図ります。そのため、第4章に設定した数値目標により、計画の進捗について定期的な点検・評価を行います。

☆PDCAサイクル今後を図示

- 市長は、草津市男女共同参画審議会にその結果を報告するとともに、広く市民に公表します。

☆以下、資料編は、今後を追加